

火消組と伊奈波神社

伊奈波神社教研究員 篓 真理子

消防道具や設備が整つておらず、燃えやすい家屋が密集した江戸時代の岐阜町や加納町では、ひとたび出火すればなかなか鎮火することができませんでした。そのため、驚くほどの大火災がしばしば起こっています。貞享三年（一六八六）三月一八日の、岐阜町に隣接する今泉村（岐阜市）の紺屋を火元とする火事は昼過ぎから真夜中近くまで燃えづけ、岐阜町および周辺村落で約二〇〇〇軒が焼失し、二人が亡くなりました。この少しのちの当該地域の家屋は二二二六軒でしたから、九割以上が焼けたことになります。これ以後、被害が五〇軒以上の火災だけでも下表のとおりです。岐阜町周囲の今泉村・古屋敷（下茶屋町・木挽町を含む）などは行政上は村ですが岐阜町と家並続きでしたから、この区域で起きた火災は風向きによつて相

すほうき・ざい、延焼を防ぐために家屋を破壊する鳶口・掛矢、はしご、風下で一列に並んで火勢を払う大團扇というあります。新しい消防具として原始的な消防ポンプ（龍吐水）があり、加納町では宝暦四年（一七五四）に注文して造られていますが、岐阜町では確かめられません。しかしこれとても水圧が低く、せいぜい五メートルほどしか水を届かせることはできません。

領主側も火災については強く注意を呼びかけていました。その最初は慶長六年（一六〇一）の大久保長安による法度で、火事がおきたら各家の主人は消火に努め、もし逃げたら処罰するせんでした。

江戸時代の領主にとって火災時にまず守るべきは領主・役所関係施設でした。承応三年の定めでも尾張藩主が滞在する施設（御殿）近くで火事が起きたらすぐに各町内から駆けつけて御殿を囲うべしと厳命されて

筏から税金を徴収する川役所（今の長良橋の南詰めあたりにありました）でも火消組が作られています。しかし町屋の火事は町民自力で消火するしかなく、江戸時代後半になると町民による火消組ができるようになります。その最初は岐阜町のうち北部地区の住民有志による一文字組で、明和五年（一七六八）の大火をきっかけに作られたようです。そのうち、伊奈波神社付近に水之手組（水組）、町内の大工による大文字組、商人による竹栄組が次々に作られ、周辺の村方でも小熊村の小之字組、長良の蛇之目組、古屋敷の三豊組、今泉村の巴組などが結成されます。これらの火消組はあくまで住民の願いによるものとされ、備品費や活動中の負傷の治療費などもすべて自分たちの負担でした。実際には、かなりの部分を地域有力者に頼つたものでしよう。火災のときにはこの町方・村方の火消組が活動の中心となりました。役所火消は道具や装束は立派で偉そうなわりに、消火能力は町火消に及ばなかつたと伝えます。各

組は出火時は互いに出動しあつて鎮火に努めましたが、鳶口などを持つた勇み立つ集団ですから火事場や帰り道ではちょっとしたことで喧嘩になり、けが人が出た記録もあります。

火消組は火災以外にも水防・道普請や祭礼などにも力を發揮しました。竹栄組は伊奈波神社の神事で門松を焼くときに火の用心のため警固役をつとめています。

明治時代になると、これらの火消組は解散し、新たに岐阜町周辺地区住民で統一消防組織が作られ、「いろはに」の四組が立てられました。明治十八年（一八八五）に死者まで出た大乱闘事件を起こしたのを契機に解散しますが、翌年に再組織されて岐阜町住民だけの消防「岐組」（南部・北部の二部編成）ができます。これは同様の岐阜市火防組へと編成されましたが、直後に起きた濃尾震災で自然解散。そののち明治二十八年に市営の岐阜消防組ができます。第四の四部制で市内（現在よりもずっと



こと、火事場での悪事は成敗することを定めています。承応三年（一六五四）に岐阜町などの町場や尾張藩領の村へは駆け付けて消火活動をせよと命じました。しかし、このころにはまだ岐阜町の消火・防火体制はできておりません。岐阜町内の各町の自主に任せられていましたと思われます。

それが整備されてくるのは元禄八年（一六九五）に岐阜奉行が置かれてからで、二代目奉行である岩田源左衛門によって町民の消火体制が整えられました。各町に火消番・水番を定めさせ、町費で消防道具を備えることが命じられました。通達の中で「火事場へ見物にまかり出、火事の善惡を了簡する者」つまり野次馬は打ち倒せと述べているのが臨場感を伝えます。

年代	被害軒数	火元	備考
元禄11年(1698)7月5日	約800	下矢島町	
寛保3年(1743)閏4月6日	1053	今泉村	昼過ぎから翌日明け方まで燃える。死者1
延享2年(1745)9月17日	270	古屋敷	
寛延元年(1748)7月15日	70	矢島町	
明和5年(1768)7月2日	374	木挽町	午後4時ごろから10時ごろまで燃える。死者34
安永6年(1777)4月24日	77	下茶屋町	落雷による
文化5年(1808)5月1日	約80	木挽町	

と狭いものでした」と長良地区を四区に分けて担当し、伊奈波神社の参道と白木町との交差点に第三部、岐阜公園内に第四部の詰め所があり、白木町には役員本部も置かれました。

伊奈波神社の楼門下には、石段の両側に一対の篝火具があります。石灯籠の奥でやや人目につきにくいのですが、高さ三メートルほどで、最上部は岐阜市のマーク「井」を三面に組み合わせた石造物が載っています。これは岐阜消防組の纏の頭部をかたどったものです。消防組が篝火具を奉納するとは、ちょっとした茶目っ氣でしよう。棹石には正面に「奉獻」、裏面に「明治三十四年十二月十五日」の文字が

あります。なお一対のうち大黒社脇のものは、棹石がいたんだため平成十四年に改修されました。台石には正面に「岐阜消防組」、残り三面にびつりと人名が彫られており、その冒頭には岐阜市長堀口有一、続けて「三部」「四部」の文字が読み取れます。三・四部は伊奈波神社とともにゆかりの深い旧岐阜町地区を含みます。奉納の緯はわかりませんが、この年は、岐阜市長と市会議員の渡辺甚吉氏に贈与された年です（のち岐阜市に寄付）。あるいはこの篝火具奉納も、それを記念したものだったのかもしれません。

います。奉行所が設置されると、役所火消という専属火消組団ができました。奉行を筆頭にその下役らで組織されましたが、消火対象は奉行所などの任務でした。また、長良川を通る舟や

みで、町方の火事のときは治安維持が

た。奉行を筆頭にその下役らで組織さ

れましたが、消火対象は奉行所などの任務でした。また、長良川を通る舟や

みで、町方の火事のときは治安維持が

た。奉行を筆頭にその下役らで組織さ

れましたが、消火対象は奉行所などの任務でした。また、長良川を通る舟や